

平成26年第12回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成26年12月25日(木)
午前9時30分 から 午前10時31分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(13名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番		8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(2名)

7番	山本政人	12番	渡邊和人
----	------	-----	------
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第4. 議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第5. 議案第69号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について
 - 日程第6. 議案第70号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第7. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 野田尚之・局長補佐 坂本重志・主幹 田尻龍一

7. 会議の概要

1. 開 会

開会午前 9時30分

事務局 おはようございます。定刻より少し早めですが、只今から平成26年第12回の農業委員会総会を開会致します。まずはじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 皆さん、おはようございます。
年の瀬も迫り後一週足らずとなりました。新し年を迎えるに当たり委員皆様も更に英気を養い苓北町農業の発展に寄与していただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

事務局 はい、ありがとうございました。
本日は7番山本政人委員さん、12番渡邊和人委員さんが欠席でござひます。出席委員は15名中13名で定足数に達してお祈ひますので、総会は成立してお祈ひます。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなつてお祈ひますので、以降の議事の進行は岡村会長にお祈ひ致します。どうぞよろしくお祈ひ致します。

議 長 はい、それでは議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でござひますが、私から指名させて頂いてご異議ござひませんか。

(はいの声あり)

議 長 それでは、5番の内尾明美委員さんと6番の福田正明委員さんにお祈ひを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

議 長 それでは、日程第2.議案第66号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2.議案第66号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。
今回1件の申請がござひます。3ページをお開き下さい。議案記

載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は4ページから6ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり苅北町坂瀬川の畑1筆492㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で申請理由は遠隔地居住により耕作困難なためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、この件に関してご意見のある方は挙手をお願いいたします。

3番 はい。

議長 はい、どうぞ。

3番 この件につきましてはですね、12月5日の日にですね譲受人の方から私の家に来られまして、私の畑の隣を購入したいということで、よろしく願いますということでありましたので当日現地も確認してまいりました。現地はですね現在荒廃していきまして、数十年前はポンカンを栽培されておって、譲渡人の姉夫婦でしばらくはミカンも栽培されておりました。手入れもされておりましたけれども現在は放置されており雑木林で茂って荒れております。今後借受人(譲受人)は耕地を整地して野菜などを栽培したいということでした。以上です

議長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんの方から詳しいご意見をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 はい、無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第66号は原案どおり許可することに致します。続きまして日程第3議案第67号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、日程第3、議案第67号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明致します。8ページをお開き下さい。

申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は苓北町富岡の畑1筆274㎡です。転用の目的は植林です。転用しようとする理由の詳細は、申請地は以前は普通畑として耕作をしていたが、周囲を山林に囲まれ作業道も狭いため、生産性の低い農地であったことから次第に耕作をしなくなった。そこで、転用許可が必要であることの認識がないままに、今後これ以上荒廃するのを防ぐことを優先してしまい、約5年前に植林を行った次第である。というものです。場所及び資料につきましては9ページから12ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策につきましても、事業計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。今回始末書を添付しての申請となっております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件についてご意見のある方は挙手をお願い致します。

13番 はい。

議長 はい、どうぞ。

13番 先日12月21日朝8時申請人の立ち会いの下現地を確認してまいりました。事務局より説明がありましたとおり周囲を山林に囲まれ生産性の低い農地であり又、杉、檜が植林されている現況でした。審議の要点についても確認し始末書等もあり転用目的に妥当であるという判断に至りました。審議の程お願いします。

議長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから詳しいご意見をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。ございませんか。

(ありません。の声あり)

議長 はい。無いようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第67号は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付致します。続きまして日程第4議案第68号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程致します。事務局より説明を求めます。

事務局 はい、日程第4議案第68号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。14ページをお開き下さい。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は苓北町志岐の田1筆138㎡です。転用の目的は個人住宅建設です。転用しようとする理由の詳細は、譲受人は、現在町営住宅に居住しているが、子供が大きくなり手狭な状態となっているため、自宅の新築を考え土地を探していた。申請地は、県道に隣接しており利便性が高く、駐車場も確保出来るため所有権移転及び転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地も無いことから、申請地を個人住宅用地として整備し利用したい。というものです。場所及び資料につきましては15ペ

ージから20ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策についても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件についてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

4 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

4 番 この件の場所はですね平山公民館の先の道路に面した所でございます。前に公益のプレハブの申請があった場所でございます。
本人も相当探されてそこにご縁があったということですのでよろしく
お願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご意見がございましたが、この件につきまして他にご意見のある方はございませんか。

(なし。の声あり)

議 長 はい。無いようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第68号は原案どおり許可相当として県知事に意見を付して送付することに致します。続きまして日程第5議案第69号農地法第2

条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について上程致します。事務局より説明を求めます。

事務局

はい。それでは日程第5議案第69号農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断についてご説明します。

平成26年3月31日付け農林水産省経営局長通知により、昨年までとは実施方法が変更となっております。机の上に新旧対照表を置いておりますのでご覧下さい。この対照表のとおり市町村からの依頼が不要となり、所有者への事前通知も不要となり、確認の人員については一人以上となりました。それ以降は従来どおりとなっております。平成26年12月10日農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断につきまして苓北町内田の33筆の農地について農業委員会会長名で現地調査を行いました。現地調査につきましては田中委員、福田委員に現地を確認していただきました。調査の内容につきましては議案書の22ページから30ページまで記載しております。この農地につきましては、農地に該当するか否かの判断基準に基づき審議をしていただくものです。また、対象農地は農業振興地域の農用地区域内の農地と区域外の農地でございます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。本件につきましては農林水産省経営局長通知による判断基準により現況確認につきまして農業委員1名以上の者によって行うと変更されております。そこで担当委員さんと事務局職員で現況の確認を行っておりますので担当委員さんより説明をお願い致します。

1番

はい。

議長

はい、どうぞ。

1番

本件につきましては12月10日に現地確認を福田委員と事務局と今程説明がありましたようにまわってきました。当該地においては、以前果樹園や野菜畑等として利用されていた農地であるが、長年にわたり耕作されていないため、竹や雑木が生い茂り荒廃している状態でした。現状からは、作業道が無いため、あっても細いため人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能な状況でありまして、基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画

されていない土地であり、かつ農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから、一部を除き農地とはみなされないことで一致致しました。なお、12、14については、みかんが植えられ現在も管理がされているようでございます。農地と判断したため。また1、3、4については、過去に転用許可を受けずに植林が行われたことが判明致しました（農家台帳で確認）追認案件として今後転用申請をしていただくよう指導するということとでございます。今回調査の判断対象外とした。以上の観点から、2、5～11、13、15～33の農地については「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了したところでございます。以上お繋ぎします。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから事務手続き第3の1により一部の農地を除きその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから農地に該当しない旨のご意見がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

（ありません）の声あり

議長 無いようでございますので、33筆中28筆につきましては農地に該当しないということとでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので28筆の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定致します。続きまして日程第6、議案第70号農用地利用集積計画の認定についてを上程致します。再設定の案件に私と大仁田委員さんが借り手となる案件が含まれております。従いまして農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで退席をお願い致します。なお農業委員会法第5条により会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。とありますので、この後の審議を職務代理者の山下委員さんをお願い致しまして退席致します。山下さんお願い致します。

(岡村会長、大仁田委員退席)

山下職務
代理者 それでは、只今説明がありましたように、会長が退席されましたので私がその職務を代理します。よろしくお願い致します。それでは事務局に説明をお願いします。

事務局 はい、日程第6・議案第70号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。33ページをお開き下さい。
新規設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は議案記載の個人です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容はレタス作付です。期間は6年です。34ページをお開き下さい。新規設定で2件ございます。利用権の設定を受ける者は議案記載の個人と苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物作付と野菜作付です。期間は10年です。続きまして再設定でございます。35ページから47ページまで期間毎に記載をしております。利用権の終期を12月25日に設定しているために今回の再設定の切り替えによる利用権設定となっております。再設定の設定率は面積では85.6%程度となっております。中身については随時ご覧いただきたいと思えます。続きまして転貸ですが48ページをお開き下さい。再設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は再設定と同じです。49ページをお開き下さい。新規設定及び再設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定、再設定と同じです。
50ページをお開き下さい。所有権移転で熊本県農業公社から個人へ所有権が移ったものでございます。
いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から新規設定、再設定等につきまして説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

議長 ございませんか、無いようでございます。この件につきまして賛

成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成であります。議事参与の案件が終了しました。会長と大仁田委員さんの入室をお願い致します。

(会長、大仁田委員入室)

議長 (職代) それでは職務代理の案件が終了しましたので、自席へ戻ります。これ以降は岡村会長よろしく申し上げます。

議長 山下委員さんには職務代理ありがとうございました。議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局 その他事項について報告
1、農業委員会委員選挙人名簿登載審査会について
期日：平成27年1月20日(火)午後2時から
場所：第3委員会室
2、新年会の開催場所について
期日：平成27年1月20日(火)午後6時から
場所：苓北町富岡「よし田」会費4,000円
次回農業委員会総会予定
平成27年1月26日(月)午後3時00分
場所は第3委員会室へ変更されております。

議長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成26年第12回総会を閉会いたします。

閉会午前10時31分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

